

関係各位

宮崎市長 戸敷 正

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る就労系サービス及び生活介護、
自立訓練（機能訓練、生活訓練）の臨時的な取扱いについて（通知）

平素より本市の障がい福祉行政にご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和2年8月20日付宮障第369号により、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時的な取扱いとして、在宅でのサービス利用期間を令和3年3月までとしておりましたが、令和3年4月以降の取扱いについて、下記のと通りの取扱いとしますのでお知らせいたします。

なお、今後国からの通知等により、本取扱いを変更する場合がありますことを申し添えます。

最後に、皆さま方には新型コロナウイルス感染拡大防止に加え、臨時的な取扱いの対応などにご尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。今後ともご協力をお願い申し上げます。

記

○令和3年4月以降の就労系サービス及び生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）の在宅でのサービス利用に関する取扱いについて

就労系サービス

・別紙1「就労系サービスにおける在宅でのサービス利用に関する取扱いについて」のと通りの取扱いとします。

生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）

・別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る生活介護及び自立訓練（機能訓練、生活訓練）の臨時的な取扱いについて」のと通りの取扱いとします。

○令和3年3月末更新の方の取扱いについて

令和3年4月以降の在宅利用を希望する方につきましては、サービス種別に応じて別紙1又は別紙2の申請手続きに記載のある提出書類をご確認いただき、令和3年4月中に提出をお願いいたします。

福祉部 障がい福祉課 認定給付係

〒880-8505

宮崎市橋通西1丁目1番1号

電話(0985)42-6442 FAX(0985)21-1776

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用に関する取扱いについて

本取扱いは、令和3年度報酬改定により、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用（以下、「在宅利用」という。）に関して従来の取扱いが変更されたことから、令和3年4月以降の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1. 在宅利用の対象者について

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した利用者とする。

2. 在宅利用対象期間について

市が申請を受理し、在宅利用を認めた日から負担上限月額適用期間の終期までとする。

3. 申請手続きについて

(1) 今後新たに在宅利用を申請する場合、事前申請を原則とし、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①介護給付費等支給決定変更申請書（様式第7号）
- ②障がい福祉サービス受給者証
- ③就労系サービスにおける在宅でのサービス利用届出書
- ④在宅利用に係る個別支援計画

(2) 既に在宅利用の支給決定を受けており、サービスの更新（負担上限月額見直しを含む）を申請する場合、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①通常の更新申請に必要な書類（介護給付費等支給決定申請書及びサービス等利用計画案に在宅利用する旨記載すること。）
- ②就労系サービスにおける在宅でのサービス利用届出書
- ③在宅利用に係る個別支援計画

（令和3年3月末更新の方で在宅利用を申請する場合、②と③の書類を4月中に提出すること。既に4月以降分の障がい福祉サービス受給者証が発行されている方は、障がい福祉サービス受給者証も合わせて提出することとする。）

※令和3年3月まで在宅利用の支給決定を受けており、4月以降も引き続き在宅利用する方（令和3年3月末更新の方は除く）については、負担上限月額適用期間の終期までは在宅利用を認めているとみなし、改めての申請は不要とする。

4. 在宅利用を認める要件について

サービス提供事業所が次の要件をすべて満たす場合に、在宅利用を認める。

- (1) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保を行うこと。
- (2) 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容又は利用者の状況に応じ、1日2回を超えた連絡を行うこと。
- (3) 緊急時の対応ができること。

- (4) 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (5) 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと。
- (6) 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価を行うこと。
- (7) 在宅利用することについて相談支援事業所とサービス提供事業所が情報共有できていること。

5. 障がい福祉サービス受給者証への記載に関する取扱いについて

- (1) 既に在宅利用の支給決定を受けている場合
障がい福祉サービス受給者証支給量変更欄について次のとおり読み替えで対応する。

(現在の受給者証記載内容) 「在宅利用 令和3年3月まで」
(読み替え対応) 「在宅利用 負担上限月額適用期間の終期まで」

- (2) 今後新たに在宅支援を支給決定する場合
受給者証の特記事項欄に「在宅利用」と記載する。

令和3年3月31日伺定
障がい福祉課作成

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る生活介護及び自立訓練 (機能訓練、生活訓練)の臨時的な取扱いについて

本取扱いは、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る生活介護及び自立訓練(機能訓練、生活訓練)における在宅でのサービス利用(以下、「在宅利用」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

1. 在宅利用の対象者について

新型コロナウイルス感染防止のために在宅利用を希望する者であって、市が在宅利用を必要と認めた利用者とする。

2. 在宅利用対象期間について

市が申請を受理し、在宅利用を認めた日から当面の間とする。

3. 申請手続きについて

(1) 今後新たに在宅利用を申請する場合、事前申請を原則とし、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①介護給付費等支給決定変更申請書(様式第7号)
- ②障がい福祉サービス受給者証
- ③在宅利用に係る個別支援計画

(2) 既に在宅利用の支給決定を受けており、サービスの更新(負担上限月額見直しを含む)を申請する場合、提出書類は次のとおりとする。

<提出書類>

- ①通常の更新申請に必要な書類(介護給付費等支給決定申請書及びサービス等利用計画案に在宅利用する旨記載すること。)
 - ②在宅利用に係る個別支援計画
- (令和3年3月末更新の方で在宅利用を申請する場合、②と③の書類を4月中に提出すること。既に4月以降分の障がい福祉サービス受給者証が発行されている方は、障がい福祉受給者証も合わせて提出することとする。)

※令和3年3月まで在宅利用の支給決定を受けており、4月以降も引き続き在宅利用する方(令和3年3月末更新の方は除く)については、負担上限月額適用期間の終期までは在宅利用を認めているとみなし、改めての申請は不要とする。

(3) 報告書の提出について

在宅利用の支給決定を受けてからサービスを提供した当初3ヶ月毎月、サービス提供事業所は、サービス提供した月の翌月15日までに「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護・自立訓練における在宅利用に係る報告書(以下、「報告書」という。))を提出することとし、4ヶ月目以降は提出は不要とするが、報告書は毎月作成し、事業所で保管することとする。

令和3年3月以前から既に在宅利用によりサービス提供している利用者分については、令

和3年4月から6月提供分までは報告書を提出することとし、それ以降提出はせず、事業所で保管しておくこととする。

なお、提出不要としている期間についても、市から報告書の提出を求められた場合は、速やかに応じることとする。

4. 在宅利用を認める要件について

サービス提供事業所が次の要件をすべて満たす場合に、在宅利用を認める。

- (1) 利用者からの相談に対し、随時、必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (2) 現在の個別支援計画に記載されている目標を達成できるような支援を行うこと。
- (3) 原則、居宅へ訪問し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、支援を行うこと。
利用者の同意を得られた場合は、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などできる限りの支援を行うこと。
- (4) 在宅利用の内容については、個別支援計画を作成し利用者の同意を得ること。
- (5) 在宅利用を行う場合でも、利用者に費用負担が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。

5. 留意点について

- (1) 電話等で支援する場合の対象者は原則利用者本人とする。ただし、利用者本人が障がいにより電話等での意志疎通が困難な場合は、家族を介した方法での支援を認める。
- (2) 自立訓練の報酬の算定については、居宅サービス提供の場合には機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定を行うものとする。
- (3) サービス等利用計画に沿った曜日でのサービス提供とする。
- (4) 電話等で支援を行う場合は、次の事項に留意することとする。
 - ① 利用者の健康状態(検温、体調面、生活リズム)
 - ② 利用者の家族とのやりとり(家族に事業所での様子を報告することや家族から自宅での様子や生活リズムを確認)
 - ③ 自宅で生活面の問題等生じてないか(家族や同居者とのトラブル)
 - ④ 今般の状況が落ち着いた後、通常の通所による支援がスムーズに再開できるようなサポート(自宅でできる課題などを提案)
 - ⑤ 感染症防止策の徹底や生活リズムの調整のアドバイス

6. 障がい福祉サービス受給者証への記載に関する取扱いについて

- (1) 既に在宅利用の支給決定を受けている場合
障がい福祉サービス受給者証支給量変更欄について次のとおり読み替えで対応する。

(現在の受給者証記載内容) 「在宅利用 令和3年3月まで」
(読み替え対応) 「在宅利用 (当面の間)」

- (2) 今後新たに在宅利用を支給決定する場合
受給者証の支給量変更欄に「在宅利用 (当面の間)」と記載する。